

指定製造事業者の指定等に関する省令（平成5年通商  
産業省令第77号）に基づく品質管理の方法の細目

分類番号

30

事業の区分：ボンベ型熱量計を製造する事業

平成22年5月13日制定

経済産業大臣 直嶋 正行

平成10年4月21日に制定した事業の区分「ボンベ型熱量計を製造する事業」に係る指定製造事業者の指定等に関する省令（平成5年通商産業省令第77号）に基づく品質管理の方法の細目は、廃止する。

附則

平成22年6月1日から施行する。